

江戸川区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例

昭和三十六年十月二日条例第十二号

〔注〕平成一一年から改正経過を注記した。

改正

昭和四〇年 七月条例第三〇号

昭和四四年 六月条例第一九号

昭和四六年 七月条例第一五号

昭和四七年 四月条例第一七号

平成一一年一二月条例第四四号

平成二五年一二月二〇日条例第三九号

江戸川区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例

(通則)

第一条 使用料、手数料、分担金、過料その他区の収入金(以下「収入金」という。)の督促及び滞納処分に関しては、法令その他別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(督促)

第二条 収入金を納期限内に完納しない者があるときは納期限経過後二十日目までに督促状を発する。

2 前項の督促状に指定すべき期限はその発行の日から十五日以内において定める。

一部改正〔平成一一年条例四四号〕

(延滞金の額及び徴収方法)

第三条 収入金について前条の規定によつて督促状を発した場合においては、当該収入金の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)に江戸川区特別区税条例(昭和四十年一月江戸川区条例第六号)第八条に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

一部改正〔平成一一年条例四四号・二五年三九号〕

(延滞金の免除)

第四条 前条に規定する延滞金は次の各号の一に該当する場合は、これを徴収しない。

一 災害により事情やむを得ないものがあるとき。

二 収入金を納入すべき者の住所及び居所が不明であるため、または国内にないため公示送達の方

法により納付の命令、または督促をしたとき。

三 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

(滞納処分)

第五条 収入金の督促をうけたものが、督促状の指定期限までに収入金を完納しない場合において、当該収入金が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分できるものであるときは、督促状の指定期限後四十日目までに滞納処分に着手する。

一部改正〔平成一一年条例四四号〕

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定はこの条例施行後督促状を発する分から適用する。
- 2 この条例施行前に納期限の経過した収入金については、この条例施行後督促をした場合における第三条の規定の適用については同条中「納期限の翌日」とあるのは「この条例施行の日」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成二五年条例三九号〕

- 3 当分の間、第三条第一項に規定する延滞金の割合は、同項の規定にかかわらず、江戸川区特別区税条例で適用される割合の例による。

全部改正〔平成二五年条例三九号〕

付 則 (中間省略)

付 則 (平成一一年一二月二〇日条例第四四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年一月一日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の江戸川区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例(以下「改正後の条例」という。) 第二条及び第三条の規定は、施行日以後に納期限が経過するものについて適用し、同日前に納期限が経過するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例付則第三項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成二五年一二月二〇日条例第三九号)

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。